

魚津市市民自治推進会議(第4回) 会議録

日 時 令和4年9月5日(月)午後7時00分から8時30分まで

場 所 魚津市役所4階 第1委員会室

出席者 委員:山根拓 浦田孝子 高縁周明 鴻戸豊 水口富代明 澤泉弘 高瀬康太 潮由加子

田中光幸 大崎章博(10名・敬称略)

事務局:総務部長 南塚智樹 地域協働課長 小林孝仁

協働推進係長 関口晶子 協働推進係主任 谷口友美

<司会 地域協働課長>

議題1 自治基本条例の見直しの検討について(前回のつづき)

事務局より、資料説明。(条ごとの進行とする)

【第25条】協議

(座長) これについて何かご意見があればお願いします。

(委員) 魚津市に自治会はいくつありますか。

(市) 約250程度あります。

(委員) 250は町内会ですね。自治会と町内会は違います。

(市) 地縁団体のことをおっしゃっているのでしょうか。

(委員) 魚津市の地縁団体は50程度ですね。250は任意団体ですよね。町内会長には「自治会等の長」として手紙が届きます。魚津市は「自治会」よりも「町内会」が好きなのでしょうか。

(委員) 我々の地域では中身は「町内会」であっても、名前は「自治会」として活動しています。魚津市自治基本条例は、「自治会として活動してください」ということであると私は理解していますが、それが市民へどのように伝わっているかは別問題として、全て自治会ではないのですか。

(委員) 条例の自治と、自治会の自治と目指す方向が違うのではないかと思います。実際にあるのは町内会ですよね。

(委員) 第25条の(1)の話と思って聞いていますが、この表現が正しいかどうかということだろうと思うのですが、届け出のある地縁団体が50団体ほど、それ以外に町内会が250ほどあって、それらの整合性が取れる表現であるかを判断していくべきかと思うのですが。

(委員) 平成27年くらいにそれまでは区長であったものが、自治会に変わりました。今ほど委員さんがおっしゃっているのは、魚津市の自治なのか、昔の区長の自治なのか、地域コミュニティというからには、私は250ほどある魚津市内の自治会と思っています。行政の趣旨はどうなのでしょうか。

(委員) (1)自治会の表現ですが、「地縁により設立された団体及び町内会等、…」などと継ぎ足せば表現できるはないでしょうか。地縁団体でない町内会も250ほどあるので、これらを自治会へ含めるとした考え方で良いのではないでしょうか。

(市) 委員の(「町内会」であっても、名前は「自治会」として活動しているという)お話を市の考え方について思っています。前回の見直しまではこのような定義付けはありませんでした。区長の設置規則を廃止し、これまでの区長報酬については、交付金として各地域振興会へお支払いし、地域活動に使っていただくという趣旨で「まちづくり交付金」を始めております。「地縁により設立され…」という表現でしたら、委員のおっしゃるとおり、地縁団体だけではないかという風にとらえ

られるかもしれません、実際は「自治会等の長」として皆様にご案内をさせていただいているので、逐条解説書の中で、丁寧に記載をさせていただければと思います。条文につきましてはこのままとさせていただきたいと思います。

(委員) 「町内会長」は住民の代表ですが、「区長」は行政区の代表です。行政区の代表はなくなりましたので、実態からすると「町内会長」が正しいと思います。「自治会」というよりも、「町内会等」とすべきであると思います

「自治会」「地域活動団体」「地域振興会」と3つに分けていますが、3つ含めて地域振興会となつていませんか。

(委員) 私の地元は、3つが一緒になって地区振興協議会となっていると思います。昔の小学校下ごとに運営しているのが地区的地域振興会と理解していますが、3つが独立して運営している地区もあるかもしれませんので、ここで3つを一緒にして良いのかは分かりません。現状で悪くなればこのままでも良いと思います。

(委員) (2)の地域活動団体には、地域振興会に含まれていない団体も書かれていますので、別々に表現されていて良いと思います。

(委員) 実態を把握すると「自治会」を「町内会等」にすれば良いし、「地域活動団体」の中には基本的にNPO法人や地縁団体が入っていませんので、この二つ(「自治会」「地域活動団体」)をあわせて「地域振興会」ということであれば、地域振興会が地域のコミュニティの全部を代表するにはまだ足りていないものがたくさんあります。そういう意味では「自治会」と言っても良いと思います。

(座長) 地区ごとに認識が違うのに、まとめるのは難しいような気がしています。事務局から提案があったような形で、それぞれの地区の人がご覧になって、ある程度の理解につながる形となるよう、逐条解説の中で少し考えていただくというのが妥当かと思います。

(委員) ここで「自治会」「町内会」などをはっきりしておけば良いのです。任意団体の町内会と地縁団体の違いは、構成する人たちに表決権があるかないかです。

(委員) 一般的に住民は地縁団体として認識している人が多いと思います。区長制度が廃止となった際に、市から地域振興会への説明の席では、「区長は廃止になったが、「町内会長」でも良いし「自治会長」でも良いので、あの呼び方は好きにして良い」という話でした。出だしがおかしかったように思います。

(委員) 今の分かった範囲で、整理をした方が良いと思います。直す、直さないは別として、そういう認識は持った方が良いと思います。

(座長) ここで議論して結論が得られるものではないですね。

(委員) この問題については、委員の皆さんにしっかりと認識いただけたと思います。

(市) 自治会の定義等を逐条解説の中で、説明をすることとさせていただきます。ご意見No.20では「変更をしない」としておりましたが、こちらで自治会の定義について、次回の検討報告書の作成までに事務局で整理させていただきたいと思います。

(座長) 各地区での運用の仕方を把握したうえで、整理すると良いと思います。実態を把握することが今後のこととも考えて良いことだと思います。

(委員) 実態そのものに沿った表現が一番良いと思います。疑問に思ったことですが、「コミュニティ」という言葉が非常に難しい言葉で、色々と調べましたが良いものがなく困りました。書籍「新地方自治法」の中では、『コミュニティとは、小学校区のように子ども・高齢者が日常歩く居住地区、住区を、住民の生活自治単位ないし自治体行政地区と捉えたもので、あえて近隣社会・地域共同体と

訳さずに地方自治用語とされてきた』と書いてあります。コミュニティの定義は、「自治会」「地域活動団体」「地域振興会」とはちょっと違いませんか。コミュニティというのは、「近隣社会」「地域共同体」というように一般的に訳されると書いてあり、そうならば、魚津市では13校下のことだと思います。それぞれの校下の中に、中心施設であるいわゆるコミュニティセンターがあり、行政は公の施設であるコミュニティセンターを作らなければならないと法律に書いてあります。また、自治体が直営するのではなく、住民団体すなわち地域振興会に管理委託されるのがふさわしいとされています。コミュニティセンター条例はありますが、管理委託される団体の条例がないのです。

(委員) 第 25 条第 1 項のところで、「又は」が 2 回出でますが、後半の「又は」はいらないと思います。
(2) 地域活動団体のところで、「文化振興会のほか、その設立…」と簡単にした方が良いと思いました。

(座長) ご指摘についてはいかがでしょうか。

(市) 今回の見直しは条文の修正は現行通りで進めさせていただきたいとこれまでお伝えしておりました。これまで何度も検討会を積み上げていただいて、5 年前にも見直しをしている中で、この条例は魚津市の中でも憲法のような位置づけと考えております。ご指摘のありました条文の字句の修正については、今後、条例改正するときにあわせて検討したいと考えております。

(座長) 第 25 条第 1 項についてですが、「又は相互に連携して」については、「コミュニティが相互に連携して行う」という意味になりますね。

(市) はい。先の「又は」については、コミュニティが「自主的に」なのか、「相互に連携して」なのかであり、後半については、「市民は活動に参加し、又は協力するよう努める」といった形で、「又は」が二つ現れる作りであると思います。

(委員) 第8章は「地域コミュニティ」ではなく、「コミュニティにおける市民自治の推進」とした方が、第8章の言葉としてぴったりかと思います。

(市) コミュニティの中には、「地縁(地域コミュニティ)」と「志縁(志を同じくする集まり)」があり、魚津市自治基本条例の場合は、地域コミュニティの活動に非常に期待を寄せているのだろうと思います。そのような意味で、タイトルにも第8章「地域コミュニティ」という言葉に表れているのだろうと私は理解しています。

(委員) コミュニティというのは、「近隣社会」「地域共同体」であるから、「地域」という言葉はいらないと思います。

(座長) 「コミュニティ」とは、社会の単位のことを言っています。「地域コミュニティ」というのは、地域の社会的単位ということですので、矛盾はしていません。ややこしく、難しい言葉なので、実態をあてはめようとしても、有意義な結論は出ないと思います。逐条解説の中で分かるように説明をしていただこうよお願いします。地域の実態を把握したうえで、今後もし見直すことがあるような場合には、事実関係の整理をしていただきたいと思います。

【第 25 条 逐条解説】協議

(座長) ご意見はありませんか。

(委員) (異議なし)

(座長) それでは次へ参ります。

【第 26 条 逐条解説】協議

- (委員) 人的支援について表現していただきたいです。特に地域では人的支援がネックになっています。地域コミュニティの活動支援の中に交付金だけでなく、人的支援も含まれているべきだうう思い、提案しました。
- (委員) コミュニティセンター条例かどこかに、市が人員を補填するというようなことはなかったですか。
- (市) コミュニティセンター条例の中に、人のことは規定していないと認識しております。
- (座長) 人的支援とは具体的にどのようなことですか。
- (委員) 一番地域がネックなのは、後継者がいないことや人が準備できないことです。今は会計年度任用職員数名を市から派遣していただいているが、将来的に地域で職員を集めなければなりません。市からお金をもらっても、人を募集することが難しいと思っています。
- (委員) コミュニティ活動を支える中に、コミュニティセンター条例と、コミュニティセンターを市が直営するのではなく、住民団体が運営する団体に対して交付金を出すという条例を設ければ良いと思います。今は交付金要綱としていますが、これを条例の中に入れて行けば表現できると思います。
- (委員) 地域協働課で振興会会长の会議をしておられる中で、会長へご相談はしておられますか。いずれコミュニティセンター化され、地域が自由に活動できるとはいえ、地域組織の高齢化が進み、後継者が不足しているため、人的支援については応援してほしいと思います。
- (市) 交付金の交付と人的支援と読み取れるものを逐条解説の中で表現したいと思います。
- (座長) 逐条解説の文章ではないですが、地域への支援(まちづくり交付金、地域振興事務員の配置)とあります、これと人的支援とはまた違うのですか。
- (市) 「～などの人的支援」とするのが良いのかと思います。
- (委員) 解説の文を引用し、入れてもらえば良いと思います。

【第 27 条】協議

- (委員) 「自然災害」だけを取り上げる理由はあるのですか。火事や公害などもあります。
- (市) こちらは委員の方からの意見であり、庁内検討会においても、委員がおっしゃったように、あえて自然災害と分ける必要がないとのことで、「変更しない」という対応を考えております。また、次の10ページ目になりますが、逐条解説の変更点について、見直しの案を載せております。
- (座長) それでは次の逐条解説を見ていきましょう。

【第 27 条 逐条解説】協議

- (委員) 「個別避難計画」ですが、内容を理解されていない町内会長さんは民生委員のところへ丸投げして持ってこられます。
- (委員) 行政の縦割りの弊害があるように思います。各振興会へ丸投げして、そこから自治会長へ丸投げして、自治会長には複数箇所から重複して依頼が来ていますので、まとめてもらいたいです。
- (市) 防災危機管理室と社会福祉課との合同で各地区へ説明に回らせていただいていたのではないかと思います。
- (委員) 自治会長さんは1年で交代される方もおられますし、同じことの繰り返しで、どこかでまとめていただけたら良いと思います。
- (座長) それでは、No.25 と 26 については、これでよろしいでしょうか。
- (委員) (異議なし)

【第 29 条】協議

- (委員) 「要綱」は内部の申し合わせです。自治基本条例を5年ごとに改正するには、この組織を条例で選んだ任命とし、市長が諮詢し、この議論を経て答申をして決定するという手続きをやった方がより権威のあるものとなると思います。
- (市) 市では内部で検討する会がたくさんありますが、区画整理のための審議会は条例で定められていましたが、そのほかは要綱という形で進めていますので、問題はないと思っています。
- (委員) 自治基本条例は魚津市の最高規範、憲法ですから、条例の定めによる組織とすることで、権威を保てると思ったため提案しました。
- (委員) 前回は市長へ諮詢したように思いますが、今回は諮詢しないのですか。
- (委員) 前回も設置要綱でした。審議会条例を作つて、総合計画に匹敵するくらいの委員会を作つてそこへ市長が諮詢する方が条例の権威が上がります。
- (市) 「魚津市自治基本条例の検討に係る報告書」を市長へ提案していただいたと思っています。
- (市) 条例で委員会の設置の根拠を求められれば良いのですが、条例であると運用がしにくくなりますので、条例で根拠を求めるものと、要綱で根拠を求めるものを使い分けています。自治基本条例は議会で審議をしていただくという意味では、重みという点では議案で担保されていますので、この委員会の設置については要綱でもよろしいと考えております。
- (座長) そのほかご意見はありますか。
- (委員) (異議なし)
- (座長) それでは原案どおりで進めさせていただきたいと思います。

【追加提案】協議

- (委員) 市民の定義は丁寧に書いてありますが、事業者の位置づけをしてあるのに、子どもの問題が抜けていると思った。子どもの権利条例を作つてあるのだから。「子どもはとりわけ大切だよ」ということを新しく付け加えたら良いと思い、追加してもらえるとありがたいです。
- (委員) 子どもは将来の自治の担い手であることから、あえて市民とは別に子どもの権利や子どもの役割について定めることは重要であると思います。他の条項がありますので、そちらで定義していただきたいと思いますが、どうでしょうか。
- (委員) ニセコ町の条例で子どもの権利に関する条文を見て、魚津市もそれを見習い、子どものことをもっと大切に、もっと尊重して、繁栄させるように大人が努力したら良いと思います。
- (市) 今回の教育委員会会議の中で、令和3年度の事業について報告させていただく機会があり、子ども課長からは「子どもの権利条例」に基づく事業については今後もしっかり力を入れていきたいと教育委員へ報告されていました。子どもも魚津市民であり、魚津市の自治の担い手であることから、子ども向けの施策についても充実させていきたいと考えておられるものと思います。
- (座長) 条例本文を直すというご意見でしたが、逐条解説書の第3条の「市民」あたりで書き加えるような対応も考えられますか。
- (市) 今回は、条文の改正は考えていないため、第3条の逐条解説の「市民」のところへ子どもの記載を加えさせていただきたいと思います。
- (座長) それではお願いいいたします。前回から続き検討してまいりました見直し検討表に沿つて協議して参りましたが、これ以外の部分についてご意見がございましたらおっしゃっていただければと思います。
- (委員) 市長等及び職員の「市長等」についてですが、消防長についてはどのようになるのでしょうか。
- (市) 広域であり、特殊な形となります、市長の下にいる位置付けとなります。

- (委員) 市長の補助機関ですか。
- (市) 執行機関ではないです。
- (委員) 見直し検討表の中に、府内検討委員会と、我々市民会議と、もう一つ、「参画と協働のまちづくり推進会議」があると思いますが、こちらの方々の意見はどうなりますか。
- (委員) 条例の方であまり細かいことを取り上げすぎると、たくさん変えるところがあり、おそらく大変な作業となります。細かい部分については、「参画と協働のまちづくり推進会議」で検討していくのだと思います。
- (委員) この会議の前に、地元の振興会役員から意見を求めていましたが、ほとんど意見が無く、困りました。このあと、パブリックコメントをするよりも、面倒かもしれないが、議論を行った方が大切だと思いました。
- (委員) 委員になれば一生懸命考えて検討をしていますが、各地域ではどうでしょうか。
- (委員) 自治基本条例の存在すらわからないのではないかでしょうか。
- (委員) 自治基本条例は魚津市の憲法ですので、我々の日々の生活で一番大切なものです。「面倒くさい」という風潮をどうにかしていかなくてはならないと思います。
- (委員) 地域に出向いて、5 年に 1 回くらいは、各コミュニティセンターで、この自治基本条例のことについてお話をしても良いのかと思います。
- (座長) そろそろ時間となりました。ただ作っただけ、ただ変えただけとせず、これから実効性をもって地域へ溶け込めるよう努力することが必要なかもしれません。本日の協議は皆さんのご協力により無事終えることができました。どうもありがとうございました。
- (市) 座長どうもありがとうございました。事務局よりご連絡させていただきます。全 4 回の市民自治推進会議で議論をさせていただきまして、逐条解説書の案と、検討報告書の案を作成し、次回の市民自治推進会議で確認をしていただきたいと思います。次回の開催につきましては 10 月中旬ごろを予定しております。期日が近づきましたら改めてご案内しますので、出席をよろしくお願ひいたします。
- 以上を持ちまして、本日の魚津市市民自治推進会議を閉会させていただきます。本日は本当にありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

<閉会>